

(別添)

国際共同研究助成事業助成金交付規程

平成17年5月1日平成17年度規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う国際共同研究助成事業に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 機構が行う助成金の交付については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程で「研究テーマ」とは、鉱工業技術（機構法第15条第1項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）に関する研究をいう。

2 この規程で「研究チーム」とは、四人以上が同一の研究テーマについて共同して研究を行い、かつ日本を含む二カ国以上の国籍の研究者によって構成されたチームをいう。

(交付の対象)

第4条 機構は、次の各号のすべてを満たす研究チームに対し、研究に必要な費用の一部を助成する。

- 一 提案する研究内容を適切に実施する能力を持つ研究者で構成されており、研究者同士が相互に密接に連携し、「共同研究チーム」としての活動を行い、共同研究の有効性の生かせる研究チームであること。
- 二 研究者が、原則として研究機関に所属し、研究計画の遂行及び研究活動に係る会計管理に関して責任を持てる人物であること。
- 三 研究者の所属機関（共同研究を実施する研究機関）が日本を含む複数国に存在すること。

四 研究者の中から、所属する研究機関の所在地及び研究の実施場所が日本国内である、若しくは日本国籍を有する、研究チームを代表して研究計画の作成実施に当たり中心的役割を果たす研究代表者を置くこと。

五 研究者の中から、所属する研究機関の所在地及び研究の実施場所が日本国内であり、機構とのコミュニケーションを日本語で行うことのできる会計担当者を置くこと。

(交付の対象の選定)

第5条 助成金の交付を希望する研究チームは、事前に所属機関の了承を得た研究テーマに係る研究内容及び必要な事項を記載した様式第1による研究開発提案書（以下、「提案書」という。）を機構が別に定める期日までに提出することとする。

2 機構は、前項の規定による提案書の提出があったときは、その内容について、別に定める委員会においてその内容を審議し、その審議結果を参考としつつ審査を行うものとする。

3 機構は、前項の審査の結果、助成金の交付の対象として適当と認めるときは、研究代表者に通知するものとする。

4 前項の場合において、機構は、助成金の交付において円滑な手続きを行うために必要があるときは、研究代表者に対し、必要な条件を付すことができるものとする。

5 機構は、助成金の交付の対象として適当でないと認めるときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(選定の基準)

第6条 機構は、助成金の交付の対象を選定するに当たっては、次に掲げる事項を基準として行うものとする。

一 研究テーマの実施が、産業技術の国際的なレベルの向上及び新規産業創出のための基盤形成を図り、もって我が国産業技術力の強化に有効なこと。

二 研究テーマに係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

三 研究テーマが、機構が別に定める助成対象分野に合致する基礎的・基盤的な研究又は実用化研究であること。

四 研究テーマが当該助成対象分野の目的・意義に照らし、国際共同研究としての妥当性、有効性が認められること。

五 研究テーマの内容が新規性、独創性又は先導性の点で優れていること。

六 研究テーマの目標が具体的、かつ、明確に設定されており、高い水準であること。また、研究テーマの計画が目標達成の観点で実現性が高いこと。

七 研究テーマの実施体制（研究員、研究機関を含む。）が優れ、かつ、有効な国際共同研究体制が組まれていること。

八 産業界からのニーズがあり、新規産業創出又は産業技術の進展に高い波及効果が見

込まれること。かつ、将来の国際規格の策定につながる可能性が認められること。

(助成対象費用等)

第7条 助成対象費用は、3年間の総額を7,000万円以内、当初2年間の総額を5,000万円以内、かつ、各年を3,000万円以内し、研究に必要な費用のうち、別記に掲げる助成対象費用の範囲とする。

(交付の申請)

第8条 第4条第四号の規定に該当する研究代表者が、助成金の交付の申請をしようとする場合は、様式第2による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出する。

- 2 前項の規定により助成金の交付申請を行う場合、研究代表者は、当該助成金交付対象研究者の誓約書（様式3）及び所属研究機関の長の承諾書（様式4）を提出するものとする。
- 3 研究代表者は、第1項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行うものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 機構は、研究代表者が、次年度以降継続して助成事業を行うときは、第5条の手続きを経たものとみなすものとする。

(交付の決定等)

第9条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第5による助成金交付決定通知書により研究代表者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第10条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一 研究者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

二 研究代表者は、助成事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこととし、助成対象費用の配分の変更(直接経費の各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の10分の3以内の範囲内で流用する場合を除く。)をしようとするときは、機構に届け出るべきこと。

三 研究代表者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

四 研究者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、所属機関の契約規程等に従うものとし、適正な執行につとめること。

五 研究代表者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日)の属する会計年度の終了後5年間保存して置くべきこと。

六 研究代表者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第24による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

七 研究代表者は、助成事業が完了したとき(第3号の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。)から30日を経過した日又は完了の日以降に最初に到来する3月31日のいずれか早い日までに様式第12による実績報告書を機構に提出すべきこと。

八 研究代表者は、機構が必要と認めて指示したときは、様式第12による実績報告書を提出すべきこと。

九 研究代表者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。

十 研究代表者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。

十一 研究代表者は、機構が第20条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還

- を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十二 研究代表者は、第20条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- 十三 研究代表者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十四 研究代表者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を助成年度又は助成年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第25による届出書を機構に提出すべきこと。
- 十五 研究代表者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第17条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 十六 研究代表者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 十七 研究代表者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第6による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出すること。
- 十八 研究代表者は、第14条で定める研究成果報告書を機構に提出すべきこと。
- 十九 研究代表者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間に当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、収益状況報告書を機構に提出し、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- 二十 研究代表者は、機構が助成事業期間中に実施する助成事業の中間評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うべきこと。
- 二十一 研究代表者は、第24条第5項の規定に基づき、助成事業終了後に機構が実施する助成事業の事後評価及び追跡調査・評価、並びに助成金に係る評価に協力すべきこと。
- 二十二 研究代表者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、助成事業の効果等を報告すべきこと。
- 2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項

のほか、第9条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第11条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者が前条により付された条件のうち前条第1項第17号の規定に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(助成金の支払)

第12条 研究代表者が第9条第2項に基づく交付決定通知を受け、助成金の概算払を請求しようとするときは、様式第7による助成金概算払請求書を提出するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第13条 研究代表者が、助成事業の内容を変更する場合であって、第1号から第3号のいずれかに該当する場合は様式第10による計画変更承認申請書を、第4号に該当するときは、様式第10-1による計画変更承認申請書を事前に提出し、機構の承認を得るものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業を実施する研究者等を変更しようとするとき。
- 三 助成事業の期間を変更しようとするとき。
- 四 研究者が所属機関を変更しようとするとき。

2 機構は、前項に基づき、計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認めた場合はこれを承認し、その旨を速やかに通知するものとする。

(研究成果報告書の提出)

第14条 研究代表者は、助成事業が完了したときは、当該事業が完了した日から60日以内に研究の実施結果に関して様式第11による研究成果報告書（以下「研究報告書」という。）を提出するものとする。

- 2 研究代表者は、第18条の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときは承認のあった日に様式第11による研究報告書を提出するものとする。
- 3 研究代表者は、前各項に定める事項のほか、機構が必要と認めて指示したときは、指示した日から60日以内に、様式第11による研究報告書を提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第15条 機構は、研究代表者から実績報告書を受理したとき（機構が必要と認めて指示したときを除く。）は、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報

告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第9による確定通知書によって当該助成研究者に通知するものとする。

- 2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額のいずれか低い額とする。

（財産の管理等）

第16条 研究代表者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 研究代表者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。
- 3 研究代表者は、取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、当該会計年度ごとに、様式第20による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

（財産の処分について）

第17条 研究代表者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具、その他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- 3 研究代表者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

（中止又は廃止の承認）

第18条 研究代表者は、その責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第16により中止（廃止）承認申請書を機構に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 機構は、研究代表者から前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認められる場合はこれを承認し、様式第17により速やかに当該助成研究者に通知するものとする。
- 3 第15条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

（交付決定の取消）

第19条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 研究者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - 二 研究者が、第9条の規定による交付決定の内容に違反したとき。
 - 三 研究者が、第10条の規定により付された条件に違反したとき。
 - 四 その他、法令等に違反したとき。
 - 五 研究者が、助成事業に関し、機構に対して不正又は虚偽の報告等を行ったとき。
- 2 前項の規定は、第15条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第17に準じた様式により速やかに研究代表者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

- 第20条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 2 機構は、第15条第2項の規定に基づき額の確定をした場合（第18条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 3 機構は、前2項のいずれかに基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに研究代表者に通知するものとする。
- 一 返還すべき助成金の額
 - 二 加算金及び延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第18又は様式第19により報告させるものとする。
- 5 機構は、研究代表者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日から10日以内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第21条 研究代表者は、助成事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第22により速やかに機構に報告しなければならない。
- 2 機構は、第9条第4項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前条の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

第22条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成研究者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(中間評価の実施等)

第24条 機構は、助成事業期間中に助成事業に係る中間評価を行うものとする。

- 2 機構は、前項の規定による評価の結果に基づき、助成事業の継続又は延長若しくは終了を決定するものとする。
- 3 機構は、前項の決定の内容を、研究代表者に通知するものとする。
- 4 機構は、継続又は延長を通知する場合においては、条件を付することができるものとする。
- 5 機構は、第1項に掲げる中間評価のほか、助成事業の事後評価及び追跡調査・評価、並びに助成金に係る評価を行うものとする。
- 6 第3項の規定により継続又は延長の決定の通知を受けた研究代表者は、第8条の規定に基づき、交付の申請を行うことができるものとする。

(研究成果の発表の届出)

第25条 研究者は、助成事業による成果については学会又は学術雑誌等で発表する場合には機構の助成事業による成果である旨を明記するものとする。

- 2 研究代表者は、研究者が前項の発表を行った場合には、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、様式第14による成果発表届出書を機構に提出するものとする。

(成果の普及)

第26条 前条によるほか、機構及び研究者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及に努めるものとする。

(収益状況報告)

第27条 機構は、研究代表者に助成事業の完了年度の翌会計年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該助成事業に係る過去1年間の収益状況について、様式第23による報告書を提出させるものとする。ただし、収益が生じていないときはこの限りでない。

(収益納付)

第28条 機構は、前条の報告書により、研究者に当該助成事業の実施結果の産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、助成事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、研究者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。
- 3 収益納付すべき期間は、助成事業の完了年度の翌会計年度以降5年間とする。

(その他必要な事項)

第29条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から実施する。

別記

助成対象費用

1. 受入派遣経費

研究者が労働者派遣業者又は所属機関との契約等により、研究支援者（研究者・技術者等）を受け入れるために必要な経費。（研究チームを構成する研究者の人件費を除く。）

2. 機器・設備費

研究の遂行に必要な機器・設備類の購入費（関連する営繕工事費を含む）、又は借上に要する経費。研究の遂行に必要な機器・設備類の製造費、改造費（設計費を含む）、修繕経費等。ただし、建物の建築・購入等施設に関する経費を除く。

3. その他

（1）旅費

研究者、研究支援者、研究補助者が研究に必要な資料・情報収集や各種調査を行うための旅費、研究に要する検討会議や打合せのための旅費、研究成果を発表するための学会への出席に要する旅費であり、当該旅行区間の旅行運賃、滞在費（国内外を問わない）。また、国内外の研究者の招聘に要する旅行運賃、滞在費。

（2）謝金・雑役務費

研究を遂行するために必要な、外部からの専門知識の提供、情報収集等で協力を得た人に対する経費。また、研究の実施にあたり、研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理等を行う研究補助者（大学院博士課程後期在学者等）に対する経費。

（3）特許出願等に必要な経費

当該権利の全部又は一部が研究チームに帰属する場合、国内出願（出願手数料、審査請求手数料等）及び国際出願料等に要する経費（所属機関等との共同出願は、持分比率に応じた経費のみ認められる）。

（4）材料費・消耗品費・分析費

研究の遂行に直接要する試薬、資材、部品、消耗品等の購入及びこれらの製作又は外注分析に要する経費。

（5）印刷費・複写費

研究実績・研究報告書等、研究活動に必要な書類を作成するために必要な経費。

（6）設備使用料

実験装置、測定機器、その他の設備・備品等であって、研究の遂行に直接使用した場合におけるその使用に要した経費。

（7）その他の経費

電子計算機使用料、データベース検索料、学会等への参加費、資料購入費、通信運搬費、

光熱水料、建物借料等上記以外のものであって、研究の遂行に必要と認められる経費。